

調査の必要性		
1	被扶養者の確認調査を行う理由を教えてください	被扶養者として該当しない方が扶養に入っていると、余計な医療費や納付金を健康保険組合が負担することになり、健保財政に大きな影響を与えます。その結果、将来的には、保険料を引上げることにも繋がりがねないため、厚生労働省の指導に基づき、扶養の範囲や収入状況の変化を再確認するために毎年実施しています。
2	期限までに「現況確認書」や「必要書類」を提出しなかった場合はどうなりますか？	被扶養者の認定可否が判断できないため、健康保険法施行規則第50条第7項「検認または更新を受けない被保険者証は無効とする」に基づき、2019年11月1日付または、12月1日付で被扶養者の資格を抹消します。抹消後に無効となった被保険者証を使用し、医療機関を受診または各種健診等の補助を受けた場合は、後日医療費・健診費用を返還請求させていただきます。 ※期限までに書類が揃わない場合 提出用封筒の裏の該当書類項目に提出予定日を記載し、揃っている書類を先に提出してください。
扶養認定基準		
3	被扶養認定の収入基準を教えてください。	被扶養者が以下の条件をすべて満たすことが定められています。 ①この先1年間の収入が、日額3,611円以下かつ年間収入130万円未満であること 60歳以上または障害基礎・厚生年金受給者は、日額4,999円以下かつ年間収入180万円未満であること ②被保険者は、扶養を希望している者の生計費の50%以上を維持していること ③別居の場合は、扶養したい家族の世帯年間収入か生活費のどちらか多い方と同額以上の定期的な送金がされていること ※原則毎月1回、口座間送金で送金先と送金元が明確になっている。手渡し、家族カードでの引出し等は不可
4	扶養できる範囲を教えてください	①生計維持関係は必要だが、同居でも別居でもよい人 ・配偶者 ・直系尊属（子、孫、兄弟、姉妹、父母、祖父母） ②生計維持関係と同居が条件の人 ・叔父、叔母、甥、姪 とその配偶者 ・子、孫、兄弟または姉妹の配偶者 ・配偶者の父母、連れ子 ・その他の3親等内の親族
5	収入と所得の違いを教えてください。	収入：手取り額ではなく、所得税や社会保険料が引かれる前の額 年給・恩給、個人年金、株の譲渡収入・配当、自営業の営業収入、社会保険からの手当金・給付金収入などすべてを含む 所得：収入から源泉徴収額など必要経費を差し引いた額

6	自営業の扶養認定基準を教えてください。	自営業者というのは社会保険料も自分で負担し、被扶養者とならずに自立している者としています。 しかし収入がQ3被扶養者認定の回答「収入条件①」の基準を満たしていれば、扶養条件の年間収入を超えないため扶養可能です。基準以上の場合は年間収入から直接的必要経費を差し引いた額で判断します。
7	自営業の直接的経費とは何を指すのか教えてください。	税法上で認められている経費とは異なり、その費用なしに事業が成り立たない経費をさします。 製造業の原材料費や人件費などの製造原価、卸売業や小売業の仕入・これに必要な運送経費、農業の種苗費・肥料費などが該当します。
8	法律改正による扶養条件の追加内容を教えてください。	2020年4月1日より、被扶養者の扶養条件に「日本国内に住所を有するもの」（海外赴任帯同の家族は除く）であることが追加されます。例外的認定事由に該当する方を除き、現在、扶養中である方も対象となります。 対象者には、手続きなどを改めてご連絡いたします。

現況確認書全般

9	被扶養者になっている長女（高校生）が「確認書」に記載されていません。追記して提出するのですか？	「確認書」は、19歳以上74歳未満が対象ですので、追記の必要はありません。対象者のデータは2019年4月1日時点の登録情報で作成しています。
10	4月に就職した子供の「確認書」が届きました。どうしたらいいですか？	扶養からはずす手続きが必要です。別途手続きをすぐに実施してください。 ※扶養をはずす手続き 「健康保険被扶養者（異動）届」を作成し担当部門に提出してください。 ・提出書類：健康保険被扶養者（異動）届＋保険証＋就職先保険証（写） ・提出先：OC、OHQ、OAE、OSS、OAM、OER、OFE、OLI ⇒ K OLI 現況確認担当者 その他関係会社 ⇒ 人事総務
11	確認対象の被扶養者が近々就職予定です。「確認書」の提出は必要ですか？	必要です。また就職日に合わせて、別途扶養をはずす手続きを実施してください。 扶養をはずす手続きは、Q10の回答『※扶養をはずす手続き』をご確認ください。
12	妻が退職しました。この「確認書」に追記するだけでいいですか？	追記しないでください。扶養にいれるためには、別途手続きが必要です。「健康保険被扶養者（異動）届」などの必要書類を作成したうえで担当部門に提出してください。
13	調査対象者は8月に就職しています。すでに「健康保険被扶養者（異動）届」で連絡済みなのに「確認書」が届きました。どうしたらいいですか？	2019年4月1日時点の登録情報で作成しているため、作成日以降の8月に提出された書類は「確認書」には反映されていません。『確認書①』の回答を『はい』、封筒に『申請済み』と記載し提出してください。その他手続きや書類は不要です。

14	私（被保険者）は8月31日に退職予定ですが、「調査書」の提出は必要ですか？	<p>「調査書」の提出は必要です。提出書類は①②をご確認ください。</p> <p>①退職後にオムロンの任意継続保険・特例退職保険に加入をされる方 「調査書」および提出書類すべてが必要です。</p> <p>②退職後にオムロンの退職者保険（任意継続・特例退職保険）に加入されない方 「調査書」の「被保険者氏名」の横に『8月31日退職、オムロンの退職者保険に加入しない』と記入することで提出書類は不要とします。</p>
15	被扶養者が海外留学中です。「確認書」と書類の提出は必要ですか？	<p>すべて必要です。</p> <p>「所得証明書」を入手できない場合は、「住民票の除票」を提出してください。</p>

給与収入のある方

16	妻（60歳未満）のパート収入が、認定基準額上限の130万円を超えていました。どうしたらいいですか？	<p>扶養からははずす手続きが必要です。手続きは①②をご確認ください。</p> <p>①パート先で雇用保険加入の場合 ・提出書類：健康保険被扶養者（異動）届+保険証+就職先保険証（写） ・提出先：OC、OHQ、OAE、OSS、OAM、OER⇒ K OLI（人サ） CSS 関係会社 ⇒ 人事総務</p> <p>②収入オーバー、雇用保険未加入の場合 ・提出書類：健康保険被扶養者（異動）届+保険証 ・提出先：OC、OHQ、OAE、OSS、OAM、OER⇒ K OLI（人サ） CSS 関係会社 ⇒ 人事総務</p>
17	妻が働いていて給与をうけています。金額は少ないですが、健康保険証が交付されているようです。扶養からははずす手続きが必要ですか？	必要です。勤務先で健康保険証が交付されている場合は、収入額に関わらず、扶養をははずす手続きが必要です。Q16の①の手続きをご確認ください。
18	被扶養者はアルバイトをしています。何を提出すればいいですか？	「所得（課税・非課税）証明書」を入手し、提出してください。
19	「所得証明書」の代わりに「源泉徴収票」の提出でもよいでしょうか？	不可です。「源泉徴収票」や「市民税・県民税特別徴収税額通知書」では、すべての収入を確認できません。勤務先が複数あったり、事業収入がある方もいらっしゃるの、必ず「所得（課税・非課税）証明書」を提出してください。

無職（無収入）の方

20	無職のこども（19歳以上）の場合も、「所得証明書」は必要ですか？	必要です。収入がないことを証明するための書類として「所得（非課税）証明書」を入手し、提出してください。
----	----------------------------------	---

年金を受給している方

	21	収入に障害年金・恩給・遺族年金も含まれますか？	含まれます。収入は受給されているすべての年金（国民年金、厚生年金、企業年金、老齢年金、遺族年金、障害年金、共済年金、個人年金 など）が含まれます。
	22	何年度の「年金改定通知書」または「年金振込通知書の写し」を提出すればよいでしょうか？	直近（令和1年6月以降）に発行された通知書を提出してください
	23	複数の年金を受給しています。どの「通知書」を提出すればよいでしょうか？	受給しているすべての年金（国民年金、厚生年金、企業年金、老齢年金、遺族年金、障害年金、共済年金、個人年金 など）の「年金改定通知書」または「年金振込通知書の写し」を提出してください。
	24	「年金改定通知書」を紛失してしまいました。「確認書」に金額を記載するだけいいでしょうか？	不可です。紛失の場合は、年金振込口座の通帳の「表紙」と「直近の振込額」がわかる頁の写しを提出してください。その際に、個人情報保護のため、年金振込記載欄以外は黒く塗りつぶしてください
	25	私は父母を扶養しています。最近、父が死亡したのですが、遺族年金の「振込通知書」または「年金改定通知書」がありません。どうしたらいいでしょうか？	お住まいの最寄の年金事務所で「年金見込額照会回答票」を入手してください。後日、「年金改定通知書」が届きしだい提出をお願いします。（障害年金も同様です）
	26	年金以外の収入はありませんが、「年金改定通知書」または「年金振込通知書の写し」と「所得証明書」の両方を提出する必要はありますか？	必要です。年金以外の収入額を確認するために「所得（課税・非課税）証明書」を提出してください。
そのほかの収入がある方			
	27	自営業です。確定申告はしていませんが、何を提出すればいいでしょうか？	所得証明書と特別徴収税額通知書、市民税・県民税の申告書類を入手し、提出してください。「確認書」の余白には「確定申告はしていない」と追記してください。
	28	父母は自営業をしていましたが、廃業して収入が減ったため、父母を私の扶養にしたいと考えています。可能でしょうか？	ご両親の生計費の50%以上を被保険者が維持するのであれば、扶養可能です。（別居の場合は送金が必要） ただし扶養とは一時的ではなく、継続して生活費の半分以上を被保険者から支援されていることが条件ですので、経営状況悪化などで一時的に収入が減少した等はこの条件に当てはまりません。
	29	昨年度、一時所得が入ったため、「所得（課税）証明書」には、限度額を超えた金額が記載されました。一時的な収入でも扶養からは必ず必要はありますか？	一時的に発生した所得（遺産・不動産売却収入・株式譲渡益など）は、収入とみなしません。主として被保険者に生計を維持されていれば扶養は継続できます。 「確認書」の余白には、『遺産相続のため』など、一時的に所得が多くなった理由を追記し、昨年度の「確定申告書」のコピーと「収支内訳書」のコピーを提出してください。
同居・別居に関して			
	30	被扶養者は学生です。学校が遠方にあるために下宿していますが、送金証明は必要でしょうか？	不要です。学生証（両面）または在学証明書（有効期限内のもの）のコピーを提出してください。

31	大学に通うため別居中だった息子が昨年大学を卒業しました。現在は、そのままその土地に残り、フリーターとして働いています。現在も別居中ですが、どのような証明が必要でしょうか？	扶養を継続するのであれば、その生活費の50%以上を被保険者が負担している必要があります。継続した送金を証明するための書類、直近6ヶ月の送金で誰から誰へいつ、いくら支払いをされたか確認できるものを提出してください。（手渡しは不可） 例) 現金書留の控え、ATMの控え、口座間送金が明記された通帳の写し 生活費を被保険者が負担していない場合は、速やかに扶養からはずす手続きを実施してください。
32	別居中の両親を扶養しています。当初は同居していましたが、私（被保険者）が転勤し別居となり仕送りもしていません。扶養は継続できますか？	扶養継続はできません。 扶養を継続するのであれば、その生活費の50%以上を被保険者が負担している必要があります。経済的に生活費の50%以上を負担をしていない両親は「被保険者により主として生計が維持されている」とは言いがたく、経済的扶養関係が認められないので、速やかに扶養からはずす手続きを実施してください。
33	別居中の母を扶養しています。母は年金が月額9万円あります。食べる分は畑で収穫できるため仕送りする必要はありません。月に3~4万円を足りなくなったら仕送りする形ですが、扶養は継続できますか？	扶養継続はできません。 扶養を継続するのであれば、その生活費の50%以上を被保険者が負担している必要があります。月額9万円で月3~4万円の仕送りでは、援助はしているが生活費の50%を維持しているとは言いがたいです。仕送り額が年金額を超えていなければ経済的扶養と認められないため、速やかに扶養からはずす手続きを実施してください。
34	別居中の義父母を扶養しています。当初は同居していましたが、私（被保険者）が転勤し別居となりました。扶養は継続できますか？	扶養継続はできません。 義父母が被保険者の配偶者・子供と同居せず、別居となった時点で認定基準からはずれません。速やかに扶養からはずす手続きを実施してください。
35	私（被保険者）が単身赴任で義理の父母と別居になりました。扶養は継続できますか？	あまり発生しない事例ですので、健保にご連絡ください。 トール：7-211-3101~3106、3116 外線：075-344-7190
36	私（被保険者）は、東京に単身赴任中です。配偶者と子供は京都に住んでいるので、別居となります。仕送りの送金証明書は必要でしょうか？	会社の命令による転勤のための単身赴任であれば、仕送りの送金証明書の提出は不要です。
37	被保険者と被扶養者が別居しているので、「所得証明」が発行できないと言われました。どうすればいいですか？	あまり発生しない事例ですので、健保にご連絡ください。 トール：7-211-3101~3106、3116 外線：075-344-7190
2019年1月1日時点で海外に在住していた方		
38	住民票のある役所に「所得証明書（非課税証明書）」が発行できないと言われました。どうしたらいいですか？	2019年1月1日時点で海外に在住し、「住民票」の除籍の手続きをされていた方は、「所得証明書」が入手できません。転入日を確認しますので、「住民票」を入手し提出してください。 *住民票にマイナンバーの印字は不要です